

台灣税務および投資法令 アップデート

2019年12月



所得税法

国別報告書の提出免除に関する基準

財政部が2019年12月10日に台財税字第10804651540号通達を公布し、国別報告書の提出免除に関する適用基準を新設しました。

適用対象	最終親会社の所在地国が台湾外にある多国籍企業グループの台湾子会社
国別報告書の提出免除(いずれかに該当する場合)	<p>1. 最終親会社の所在地国(地域)において国別報告書の提出に関する法令規定が定められている場合 :</p> <p>多国籍企業グループの前年度における連結売上高総額がOECDの規定する7.5ユーロ(NT\$270億)未満である。</p> <p>2. 最終親会社の所在地国(地域)において国別報告書の提出に関する法令規定が定められていない場合 :</p> <p>A) 多国籍企業グループが、親会社を代理して国別報告書を提出するその他の構成会社を指定しており、かつ前記のOECDの規定に基づき当該構成会社の所在地国(地域)が制定した基準を満たしている。</p> <p>B) 多国籍企業グループが、親会社を代理して国別報告書を提出する構成会社を指定しておらず、台湾での構成会社(台湾子会社)が台湾の定める国別報告書の提出免除の基準を満たしている(多国籍企業グループの前年度の連結売上高総額がNT\$270億以上)。</p> <p>3. 台湾での構成会社(台湾子会社)が台湾の規定するマスターファイルの提出免除の基準を満たしている(当年度の営業収入純額および営業外収益の合計がNT\$30億未満、あるいは当年度の関連者との取引金額がNT\$15億未満)。</p>
適用年度	2017年度の法人税確定申告まで遡及適用

PwC 台湾の見解 :

新規定は、台湾子会社の所属する多国籍企業グループの最終親会社の所在地国が台湾外にある場合を対象として、台湾での国別報告書の提出免除の適用範囲を広げています。すなわち、台湾での構成会社がマスターファイルの提出が不要の場合は国別報告書も提出不要となりますので、外国企業にとって有利な緩和措置であるといえます。留意が必要なのは、多国籍企業グループの構成会社が台湾に複数ある場合、国別報告書の提出が必要かどうかは個別に

判断することが依然必要であり、マスターファイルまたは国別報告書の提出要件を満たす台灣子会社は 2019 年 12 月 31 日までに 2018 年度の国別報告書を提出しなくてはなりません。

関連者間取引に対する価格調整金に関する規定

財政部が 2019 年 11 月 15 日に台財税字第 10804629000 号通達により、関連者間取引を行う営利事業者が要件を満たしている場合、各種必要書類を備えた上で、会計年度の終了までに「価格調整金」による調整を行うことができ、これによる法人税、関税、貨物税および営業税への影響も併せて考慮することを定めました。なお、上記の価格調整金の要件を満たし調整を行う場合も、当年度の法人税確定申告は、所得税法第 43 条の 1、移転価格監査準則および関連法令規定に基づき行うことが必要です。

価格調整金による調整の要件には以下が含まれます。

1. 取引条件および価格への影響要素について事前に合意していること。
2. 合意に基づき調整する売掛金・買掛金がすでに会計帳簿に計上されていること。
3. 関連者間取引におけるその他の参加者も同時に対応的調整が行われること。

以下に取引形態別に関連規定および税務申告時の注意事項について説明します。

1. 海外関連者との有形資産の移転取引(輸入貨物に係る取引)

2020年度より、海外関連者との輸入貨物に係る取引について価格調整金による調整を行う場合、下記のスケジュールおよび注意事項に留意する必要があります。

(1)貨物の輸入申告時の注意事項

年度中に輸入する貨物について、価格調整金による調整を行う可能性のある貨物の輸入申告書に「〇〇〇〇会計年度の価格調整金による調整を行う」との注記および仮の輸入価格を記載するほか、プロフォーマインボイス(仮インボイス)、価格申告書を添付し保証金を納付し、税関検査・輸入許可を受けた後、「税関における輸入貨物に係る税金・費用納付証および送金申請書」を取得します。

(2)会計年度の終了後

会計年度の終了後1ヶ月以内に、前記の税関より発行された申請書に、①税込価格審査・許可申請を行う輸入申告書番号、項目、仮価格および正式なコマーシャルインボイス価格、②取引価格の決定理由あるいは価格計算方法の説明、③取引契約、正式なコマーシャルインボイス、支払証明およびその他の関連書類を添付し、税関に対し最終確定価格での審査・許可を申請し、輸入貨物の関税および代行徴収税金・費用の追加納付あるいは還付を行うことができます。上記に定める期限内に申請を行わなかつた場合は、税関が税込価格の審査・認定を行います。なお、税関から営業税の還付が認められた場合、仕入税額の減少に該当しますので、関連規定に従い別途手続を行う必要があります。

2. 上記1以外の海外関連者間取引(その他の海外関連者間取引)

輸入貨物以外の海外関連者間取引の場合(海外役務の購入および貨物または役務の輸出等)は、輸入通関手続に関わらないので、その場合の営業税、貨物税および法人税については、以下の規定に基づきそれぞれ手続を行わなくてはなりません。

(1) 営業税

価格調整金による調整に係る声明書等の証明書類を添付し、会計年度の最終回(11月～12月)の売上高と納付すべき営業税額または仮払超過の営業税額とともに、所在地の税務署に対し営業税を申告します。

海外役務の購入および貨物または役務の輸出以外の海外関連者間取引は、価格調整金による調整に係る声明書等の証明書類を添付するほか、「価格調整金による調整」を注記した上で統一発票(取引価格の増加の場合)または値引票(取引価格の減少の場合)を発行します。

(2) 貨物税

価格調整金による調整に係る声明書等の証明書類を添付し、会計年度の最終月に出荷した貨物の納付すべき税額と併せて、所在地の税務署に対し貨物税を申告します。

(3) 法人税

有形資産の移転以外の取引価格に対する調整の場合、源泉徴収対象所得に該当するものは、所得税法等関連規定に基づき、税金還付または追加納付の手続を行います。

3. 法人税確定申告時

価格調整金による調整を行う営利事業者は、法人税確定申告時に調整後の所得に基づき確定申告を行います。所定のフォーマットに関連者間取引に関する情報を記載し、取引の契約、当該取引のその他参加者における対応的調整に係る証明書類、関連する税目の調整に係る証憑を備えて、所在地の税務署へ提出するとともに、取引価格の変動の理由および実際の調整結果について説明しなくてはなりません。

営業税法

投資業務を兼業する営利事業者の年末の営業税申告における留意点

投資業務を兼業する営利事業者は、台湾内外で分配された配当金について、年度末の最終回の営業税申告の際にその配当所得の全額を免税売上高に加算して申告するほか、当年度の控除対象外仕入税額の割合を計算し納付すべき税額を調整した上で、営業税を納付しなければなりません。

2019年最終回(11月～12月)の営業税を申告・納付する際には、下記に留意することが必

要です。

1. 配当所得は、①現金配当、②未処分利益の資本組み入れによる株式配当、③(株主出資による)資本準備金の現金分配など、すべて免税売上高に加算し申告することが必要。
2. 台湾外より得る配当所得は、投資先からの配当総額(すなわち、配当純額に源泉徴収税額を加算した合計額)を免税売上高に加算し申告することが必要。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@tw.pwc.com

www.pwc.tw/ja

本台灣稅務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台灣稅務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2019 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.